

平成29年白老町議会全員協議会会議録

平成29年 9月 8日（金曜日）

開 会 午前11時35分

閉 会 午後 0時03分

○議事日程

1. 町立海の子保育園民営化に係る取り組みについて
-

○会議に付した事件

1. 町立海の子保育園民営化に係る取り組みについて
-

○出席議員（13名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
10番	本間広朗君	11番	西田祐子君
12番	松田謙吾君	13番	前田博之君
14番	山本浩平君		

○欠席議員（1名）

9番 及川保君

○説明のため出席した者の職氏名

健康福祉課子育て支援室長	渡邊博子君
財政課長	大黒克己君
健康福祉課子育て支援室主幹	藤元路香君
健康福祉課子育て支援室主査	鵜澤友寿君
財政課主査	上田幹博君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	増田宏仁君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前11時35分）

○議長（山本浩平君） 本日の全員協議会の案件は、町立海の子保育園民営化に係る取り組みについてであります。

それでは、担当課からの説明を求めます。

渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） それでは町立海の子保育園の民営化に係る取り組みについてご説明申し上げます。

海の子保育園の民営化に関しましては、5月の全員協議会において事業者決定と今後の取り組みについてご説明申し上げました。その後、現在まで移管先であります登別立正学園との協議、また保護者を交えた三者協議を行いまして、来年4月に向けた取り組みについて話し合いを行っております。

今回の民営化につきましては、新制度施行時に新設されました公私連携型という民営化の手法を取ります。公私連携型というのは、まず協定書を事業者と町で締結いたします。その後に町が事業者を公私連携法人として指定することになります。指定が10月2日を予定しておりますので、その前の今月中には協定書を締結したいというふうに考えおります。

本日は協定書案を議員の皆様方にもご説明申し上げまして、ご意見をいただきたいと考えております。協定書(案)に盛り込む内容、まず財産処分について私のほうから、また協定書(案)、今後の取り組みについては鶴澤主査のほうから資料に基づいてご説明したいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは資料1になります。町立海の子保育園民営化に伴う行政財産処分についてでございます。今回の海の子保育園のほかには町は今までに緑丘保育園また小鳩保育園を民間移譲してございます。2園とも土地は無償貸与、建物、備品については無償譲渡をしております。今回の海の子保育園につきましても、今まで民営化した内容と同じような考えに基づいて行うものであります。ただし、先ほども申し上げましたが公私連携型ということで制度が新しくなりまして、新しい民営化の手法となりました。この公私連携型は、協定期間を締結いたしまして、運営することになりますので、建物については今回は譲渡ではなく土地と同じように貸与という形を取るという考えでございます。

資料1の1番ですが、その処分内容についてでございます。無償貸与するのを土地と建物といたします。土地については②敷地面積が4,410.68平方メートルでございます。③ですが、土地評価額は面積に単価を掛けて1,221万7,584円となっております。これをもし貸し付けた場合なのですが、白老町の行政財産の使用料徴収条例、この算定基準に基づきまして算定した参考価格でございますが、1年間で73万3,055円となっております。

次に建物でございます。建物は③に書いてありますが、建築年が平成3年となっております。

て、構造は鉄筋コンクリートの1階造りでございます。建築面積が646.38平方メートル、当時の建設費が1億7,108万3,000円となっております。⑦施設評価額が1億2,005万6,070円となっております。⑧こちらのほうの貸付額も参考までに算出しましたが、こちらは年額で714万3,925円となっております。

次に、無償譲渡する備品についてですが、こちらはパソコンやプリンター、ソフト等の情報関連機器以外の備品を譲渡する予定でございます。譲渡する備品につきましては、後ほど協定書の中でリストがございますので、そちらのほうで詳しく説明させていただこうと思います。

2、相手方です。登別市にあります、学校法人登別立正学園となります。

3、無償貸与及び譲渡する年月日は平成30年の4月1日でございます。

4、無償貸与及び譲渡する理由でございます。共働き世帯の増加や多様な教育・保育ニーズの増加等に対応するため、町立海の子保育園を平成30年4月に公私連携幼保連携型認定こども園として民営化するにあたり、土地及び建物を無償貸与、備品を無償譲渡することで、移管先の公私連携法人が土地、建物及び備品に初期投資する必要がないため経営面の負担が軽減され、更なる教育・保育の充実が図られることから、認定こども園法及び財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例等の関係諸法に基づき行うものでございます。

なお、今まで1月と5月の全員協議会において行財政処分については議決が必要ということでご説明申し上げてきました。ただ、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づく取り扱いが可能ということで、改めての議決は不要ということですので議会には上程はいたしませんでしたのでご報告申し上げます。

続きまして、資料2になります。協定書(案)につきまして鶴澤主査からご説明いたします。

○議長(山本浩平君) 鶴澤子育て支援室主査。

○健康福祉課子育て支援室主査(鶴澤友寿君) それでは資料2の協定書(案)についてご説明いたします。本協定案は事前に配布しておりますので主な事項のみのご説明といたします。

1枚目をお開きください。本協定案は認定こども園法、第34条第2項の規定に基づき公私連携幼保連携型の認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項に関し定めるものでございます。まず第1条から第3条につきましては総則となっております。

続いて第4条でございます。名称は認定こども園、海の子保育園となります。第5条につきましては、遵守すべき関係法令や計画について規定をしております。

次のページをお開きください。第6条につきましては必要な設備の貸付、譲渡その他の協力に関する基本的事項について定めております。

第1号では、別表1に後ほど出てきますけれども、そちらに記載している土地と建物を公私連携法人に無償で貸し付けるということを規定しております。

第2号、貸し付けた土地及び建物の修繕及び改修については、法人側の負担により行うものとする。ただし、大規模な改修及び交換が必要となった場合は、町と協議するものとする規定をしております。こちらの第2号の規定につきましては、これまで民営化した法人と締結した覚書にこれまでも修繕について記載してございまして、そちらと同じ条件としております。

第3号、維持管理については、乙側の負担により行うものといたします。

第4号、現有の備品は、法人のほうに無償で譲渡するものとします。

第5号、備品の破損や故障の場合は修繕や買換えの経費は乙側の負担といたします。

第6号から第10号につきましては記載のとおりとなっております。

第7条で規定する協定の有効期間ですけれども、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間といたします。その後の協定の有効期間については有効期間の満了前に甲乙協議の上決定するものといたします。なお、町といたしましては、その後も継続することを基本として協議を行う予定となっております。

第8条につきましては協定に違反した場合の措置について規定をしております。

続きまして、第9条になります。第9条はその他の設置及び運営に関し必要な事項について規定しております。この部分につきましては後ほど資料3のほうでご説明したいと思います。

第10条から13条については記載のとおりとなっております。

次のページをお開きください。こちらは第6条で規定している別表1でございます。無償で貸し付ける財産の一覧となっております。

続きまして、右側のページで協定の附則事項についてでございます。資料につきましては1から4の4点添付をしております。

次のページをお開きください。資料1につきましては無償で貸し付ける位置図となっております。

次のページをお開きください。資料2につきましては無償で貸し付ける建物、園舎ですけれども、これの平面図となっております。

次のページをお開きください。資料3になります。資料3につきましては協定書の第9条で定める詳細な事項になります。

1、保育時間でございます。保育時間は下記のとおりとなっております。なお、保育時間につきましては現在、海の子保育園の三者協議会また保護者全体会で協議中となっておりますので9月の協定の締結までに保護者会で十分協議を行って、保護者の了承を得た上で決定することとしたいと思います。

2、休業日については記載のとおりとなっております。

3、定員になります。定員につきましては現在、海の子保育園は45名で設定しておりますが、現在の在園児数が30名程度となっております。このため実態に合わせて移管後の定員を35名と設定したいと思います。内訳につきましては幼稚園利用となります1号認定が5名、それ以外の従来の保育利用となる2号、3号認定については30名といたします。

次のページをお開きください。4、園児の選考についてであります。1号です。定員を超えた入園申し込みがあった場合は教育利用認定、こちら幼稚園利用なのですが、こちらは町内に在住する児童を優先して選考することとしています。

5、特別保育事業についてであります。(1)から(4)の延長保育、一時預かり保育、障がい児保育については実施することと規定しています。(5)休日保育につきましては今後、保護者のニーズに応じて検討するものと規定しています。

6、職員配置についてであります。こちらについては関係法令の規定に基づき配置するよう

定めております。

右側のページになります。7、子育て支援事業につきましては町内の現在ある子ども発達支援センター、また子育てふれあいセンターと連携しながら実施することと規定しています。

8、運営にかかる教育・保育給付費についてであります。こちらにつきましては町内で現在、認定こども園で運営している他の施設と同様の取り扱いとなっております。

9、利用者負担についてであります。こちらは保育料や給食費についての規定になります。こちらにつきましても町と法人と保護者で十分に話し合いをして、納得のもとで決定または了承を得た上で進めるものいたします。

10、その他の納付金になります。こちらにつきましては保育料以外の例えば教材費また導入する場合の制服についての規定となります。こちらは現在、三者協議、保護者会の中で協議中となっております、三者で十分に協議を行い保護者が納得したもとで決定をしまいたいと思っております。

11と12につきましては記載のとおりとなっております。

次のページをお開きください。13と14につきましても記載のとおりでございます。

15、保育内容・行事についてであります。基本は現行の取り組みを継続することとしております。またこれまで海の子保育園で実施していた、地域に根差した行事や取り組みを今後も可能な限り継承するものとしています。

16から18は記載のとおりとなっております。

19、評価及び検証についてであります。1号、町は乙と町と保護者の三者で構成する三者協議会等において、事業計画の説明、事業実績の報告並びに意見徴収を行うもの。2号、町との協働による教育及び保育等の評価並びに検証を定期的実施するもの。3号、法人は評価及び検証結果を運営業務に反映するよう必要な措置を講ずるものと規定しております。

続いて右側のページになります。資料4になります。こちらは無償譲渡する現有の備品リストとなります。表裏の一覧になってございます。以上で協定書案についての説明を終わります。

引き続き、資料3の民営化スケジュール案についてご説明をしていきたいと思っております。こちらのスケジュール案の9月の欄をごらんください。9月につきましては本日の全員協議会の後に海の子保育園の大規模改修工事の着工予定となっております。中旬には保護者向けに今後移管先となる法人が現在運営している施設、認定こども園等の見学会を行います。下旬には公私連携予定法人との先ほどご説明した協定書の締結を予定してございます。10月の中旬には公私連携法人の指定の手続きを行う予定となっております。また、保育の引き継ぎ、共同保育を開始する予定となっております。共同保育につきましては民営化までの約6カ月間を予定してございます。3月の定例会において白老町立保育所条例の改正案を上程予定です。今はまなす保育園と海の子保育園の2園が記載されておりますので、町立の部分から海の子保育園の名称を削除するというような内容となっております。以上の手続きを踏まえまして、30年4月1日から公私連携法人による運営開始となります。以上でスケジュール案について説明を終わります。

○議長（山本浩平君） ただいま担当課から説明がございました。この件について特に聞いて

おく必要のある方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 個々ではなくて認定こども園という冠がつきますけど、小鳩保育園が民営化していますよね。そのときと今るる説明がありましたけれど、特に違うところがありますか。そこだけ。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 協定書の中で小鳩保育園の民間移譲のときの相違点でございますけれども、まずさきほど申し上げました建物については、今回は無償貸与ということにいたしました。あともう1点は小鳩保育園のときは定員保障ということ定員に満たない場合はその分を定員が入ったものと見なして給付費をお支払いするというような協定書の内容が盛り込まれておりましたが、今回は今35名の定員ということを設定いたしましたので大体35名の子供の確保というのは見込めるということで、定員保障という内容は盛り込んでおりません。その点が違うところでございます。

○議長（山本浩平君） ほかにございますか。

西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 今回、民間に行くことになりまして、今まで町のほうでやっていたときは町内業者さんが灯油とかいろいろなものを納めていたと思うのですが、その辺は今までと同じようにやはり町内業者さんを使っていたらいいようなお話し合いはきちんとできているのでしょうか。その辺だけお伺いします。

○議長（山本浩平君） 鶴澤子育て支援室主査。

○健康福祉課子育て支援室主査（鶴澤友寿君） 今のご質問ですけれども、移管先法人とはかなりの回数協議を行っていきまして、基本的には町内の灯油屋さんとか食材についても活用するというところで話し合いはついております。

○委員長（小西秀延君） ほかにございますか。

4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。簡潔な答弁で結構なのですが、協定書の中にある資料3運営に関する事項の中の最後のほうに第三者評価ということで、この保育サービス等を評価する第三者評価の実施に努めるとありますけれども、この第三者評価をする方の構成についてどのような想定をされているかどうかについて伺います。あと評価及び検証ということで、これまで保護者の方たちも含めて地域の方たちやさまざまな意見を徴収しながらこの事業を進めてきていると思うのですが、その会合の例えば状況、反響というか保護者の方たちの受けとめだとか、そういった部分についてもう少し具体的に聞かせてください。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） まず1点目のご質問の第三者評価につきましてです。こちらですが、第三者評価をする機関というのがございますので、民間の機関ですけれども、そちらにお願いをして受審をするという形になります。当然、そのときには受審料というものがかかってくるものであります。現在は受審に努めるものということになっております

けれども、今後31年、33年でしたかちょっと期間がはっきりしないのですが、それまでには義務として必ず受けるようにという国の指針もございますので、それまでには一度は受けるというような流れになってございます。

保護者の方の意見についてです。三者協議会というのを2回開催いたしました。また、三者協議会のほかに保護者の全体会というのも開催いたしました。その中において保護者負担と運営者が変わるということで心配されるようなことがないかどうかというの聞き取りをしたところでした。保護者負担につきましては、今後ですが制服を導入するかどうかとかそういうのは話を今進めている段階でございまして、必ず保護者の了解を得ながらそれは実施する予定でございます。今のところですが制服につきましては保護者の方も、また事業者の方も導入はそこまで必要ではないのではないかなというお声も聞いております。あと、新しい教育方針となりますので、そちらにつきましては新しいことに取り組むという不安というの全くないわけではないのですが、新たな教育方法を取り入れるということの期待というのがあるかなというふうには受け止めてございます。事業者が変わることについて保護者の方は前向きに考えていらっしゃるかなという受け止めはしてございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございます方はどうぞ。

では私のほうから1点あります。この協定書の中で大規模な改修及び交換が必要となった場合は甲と協議するものとするとなっております。スケジュールを見ると9月の中旬に保育園の大規模改修工事、着工予定となっております。この白老町側と学園との協議内容、それともう着工しているかどうかということと、この大規模改修に関する費用負担も全て学園側なのか一部町なのか。それも含めてお尋ねしたいと思います。

鵜澤子育て支援室主査。

○健康福祉課子育て支援室主査（鵜澤友寿君） 今のご質問について、まず工事の関係についてご説明いたします。工事が昨日、指名競争入札で業者さんが決まった段階で、着工予定が9月12日の予定となっております。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 大規模改修につきましては費用負担でございませう。こちらは前に民間移譲した2園と同じ考えに基づき、協定書の内容も全く同じ内容でございませう。小破修繕等につきましては当然、事業者のほうで行っていただくという考えでございませう。そして大規模な改修が必要になった場合でございませうが、そちらは法人と話し合いをしながら決めていきたいと思いますということで法人とも話し合いはついているところであります。そのときに費用負担につきまして町も負担するかどうかにつきましては修繕内容と時期なども見た上で総合的に判断した上で行っていく考えでございませう。

○議長（山本浩平君） 続けて質問します。となりますと今の段階で9月12日着工予定は決まっているけれども、その費用負担についてはこれから協議するということになるのでしょうか。それとともに入札は終わったということであればその建設会社の名前を公表していただきたいと思ひませう。

渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 今回の改修につきましては6月議会で補正予算を議決いただきました。無償貸与とする年月日を来年4月1日といたしますので、それまでの改修ということでこちらにつきましては全額町負担ということになります。

○議長（山本浩平君） 上田財政課主査。

○財政課主査（上田幹博君） 財政課上田です。落札業者ですけれども株式会社岩崎組となっております。落札額については3,560万円、契約額については消費税を掛けますので3,844万8,000円ということの契約でございます。9月11日に契約をする予定でございます。落札率については96%ということになってございます。

○議長（山本浩平君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） それでは以上をもちまして町立海の子保育園民営化に係る取り組みについての全員協議会を終了いたします。

（午後0時03分）